

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置及び
同法第 14 条第 2 項の規定に基づく判定について（案）

平成 25 年 10 月 4 日

1. 経緯

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（平成 16 年 5 月発効）においては、平成 23 年 5 月に第 5 回締約国会議が開催され、新たに 6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド類（別名：エンドスルファン又はベンゾエピン）を附属書 A に追加することが決定された。また、本年 4 月から 5 月に開催された第 6 回締約国会合では、新たにヘキサブロモシクロドデカンを附属書 A に追加することが決定された。これら二物質について、製造、使用等の廃絶に係る国際上の義務を履行するため、国内担保措置を講ずる必要がある。

このため、これら二物質について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づき、以下の所要の措置を講じることが適当である。

2. 法に基づく措置について

エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについては、以下の理由により、法第 2 条第 2 項の政令を改正し、第一種特定化学物質に指定することが適当である。

同時に、法第 14 条第 1 項の規定に基づく有害性調査指示を行った 1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロドデカンについては、同条第 2 項の規定に基づき第一種特定化学物質に該当するものと判定することが適当である。

（理由）

エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンは、残留性有機汚染物質検討委員会により科学的な評価が行われ、難分解性、高蓄積性、毒性を含む性状を有するとの結論が得られており、同委員会の結論は妥当なものと考えられる。